

【金融円滑化管理方針】

1. 基本方針

株式会社きらやか銀行（以下、「当行」）は、中小企業のお客様の事業活動の円滑な遂行と雇用の安定並びに住宅資金ご利用のお客様の生活の安定を期して、地域経済の健全な発展と地域生活の安定のために、中小企業のお客様及び住宅資金ご利用のお客様に対する金融の円滑化を図ります。

2. 中小企業のお客様に対する借入れ、返済条件変更への対応

(1) ご相談・お申し込みへの対応

- ① 当行は、中小企業のお客様から借入れのご相談・お申し込みをいただいた場合には、当該中小企業のお客様の損益状況、資金繰り等事業の状況を十分検討した上でできる限り対応するよう努めます。
- ② 当行は、中小企業のお客様から返済条件の変更等のご相談、お申し込みをいただいた場合には、当該中小企業のお客様の事業の改善または再生の可能性その他の状況を十分検討し、できる限りお客様の返済負担の軽減に努めます。また、既に返済負担の軽減を行った中小企業のお客様から借入れ等のご相談・お申し込みをいただいた場合にも、同様に、当該中小企業のお客様の損益状況、資金繰り等事業の状況を十分検討した上でできる限り対応するよう努めます。

(2) 他金融機関との連携

- ① 当行は、中小企業のお客様より特定認証紛争解決手続きの実施依頼を受けた事業者から手続きの実施を依頼するか否かの確認があった場合には、中小企業のお客様の事業の改善または再生の可能性その他の状況を十分に検討し、可能な限りこれに応ずるよう努めます。また、株式会社地域経済活性化支援機構から対象事業者である中小企業のお客様の債権買取の申出があった場合は、当該中小企業のお客様の事業の改善または再生の可能性その他の状況を十分検討し、可能な限りこれに応ずるよう努めます。
- ② 当行は、当該中小企業のお客様が、他の金融機関（公的信用保証協会を含む）とお取引がある場合は、関係機関と緊密な連携を図るよう努めます。

(3) 経営相談、経営改善に向けたご支援

- ① 当行は、中小企業のお客様に対する経営相談、経営指導及びお客様の経営改善に向けた取り組みに対する適切な支援を行って参ります。
- ② 当行は、中小企業のお客様の損益状況・資金繰り状況、事業の改善可能性等を適切に見極めるための、職員の能力の向上に努めます。
- ③ 当行は、中小企業のお客様の経営目標の実現や経営課題の解決に向けてお客様のライフステージ等(創業、新事業への進出、経営改善、事業継承)を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じ、お客様の立場に立って適時に適切なソリューションを提案するよう努めます。提案にあたっては、必要に応じて他の金融機関、外部機関と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援策の活用も十分に検討いたします。また、税制特例措置が講じられている場合

もあることから、その点についても留意いたします。

3. 返済条件の変更等を行った中小企業のお客様へのコンサルティング機能のご提供

(1) 経営課題の分析と課題解決に向けた支援

当行に期待されるお客様の経営課題を適切に把握・分析する機能を十分に認識し、お借入条件の変更等の相談・申込みへの真摯な対応等を通じ、お客様の本質的な経営課題を分析し、把握したお客様の本質的な経営課題を、お客様自身が正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、お客様の課題解決に向けた主体的な取り組みに対し、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、支援を行います。

(2) 適時適切なソリューションの提案及び経営改善計画の策定支援

お客様の経営課題を把握・分析し、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等と緊密に連携し、適時に最適なソリューションを提案いたします。ソリューションがお客様との間で合意された場合(金融機関から提案されたソリューションがお客様、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関との協議を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む)、速やかに当該ソリューションを織り込んだ経営改善計画の策定に取り組むよう努めます。

経営改善計画は、お客様が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにもできる限りお客様が自力で策定することが望ましいため、経営改善計画の合理性や実現可能性、経営課題を把握・分析し、事業の持続可能性等を適切かつ慎重に見極めた上で、適時に最適なソリューションを適切に盛り込んでいるか等について、お客様と協力しながら確認するように努めます。

(3) 積極的かつ適時適切な新規の信用供与

貸付条件の変更等を行ない経営改善が必要なお客様から新規の信用供与の申込みがあった場合であっても、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それがお客様の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努めます。

(4) ソリューションの実行及び進捗状況の管理

お客様及び当行の連携先とともにソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認し、協働してソリューションを実行した後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、お客様の実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、ソリューションの進捗状況を適切に管理いたします。その間に、経営改善計画やソリューションの見直しが必要な変化が生じた場合は、お客様に適切な助言を行った上で、経営改善計画の再策定を含むソリューションの見直しを提案し、お客様や連携先と協働して実行いたします。

(5) 金融仲介機能の発揮

中小企業(小規模事業者を含む)のお客様や住宅資金ご利用のお客様等に対し、円滑な資金供給(新規の信用供与を含む)や貸付の条件の変更等を含めた金融仲介機能を組織全体として継続的に発揮するための態勢整備および取り組みについては、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に規定(※)された趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化および金融の円滑化等について、適切かつ積極的な対応を図るよう努めます。

(※)「機構および金融機関等は、事業者の事業の再生または地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化および金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」

4. 住宅資金ご利用のお客様からのご返済条件変更等への対応

(1) ご相談・お申し込みへの対応

当行は、住宅資金ご利用のお客様から返済条件変更等のご相談・お申し込みをいただいた場合には、当該住宅資金ご利用のお客様の財産及び収入の状況を十分検討し、お借入の返済負担の軽減措置をとるよう努めます。また、返済負担の軽減等を行った住宅資金ご利用のお客様から、新たなお借入れ等のご相談・お申し込みをいただいた場合は、当該住宅資金ご利用のお客様の財産及び収入の状況を十分検討したうえでできる限り対応するよう努めます。

(2) 他金融機関との連携

当行は、前項の当該住宅資金ご利用のお客様に、当行以外に他の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等とお取引がある場合には、当該機関と緊密な連携を図るよう努めます。

以上